

## 取組事例

所定外労働削減・年休取得促進・多様な正社員・朝型の働き方・テレワーク

企業名：社会福祉法人美芳会	所在地：静岡県
社員数：150名	業種：医療、福祉



### 取組の目的：

「社会福祉」とは人、と人が接する最高のサービス業であり、より良いサービスを提供するには職員ひとりひとりの「働きやすさ」「働きがい」「成長」が充実することで実現できると考えております。

社会福祉法人美芳会が考える「地域でのこころ豊かな生活のために」「想いに副う」を実現するために、利用者さんと同様に大事な職員へのワーク・ライフ・バランスを充実させる取組を積極的に行っています。

さらに、よりよいサービスを維持するために職員のキャリアアップ支援にも力を入れて、職員の質の維持・向上を目指しています。

### 取組の概要：

当法人は、静岡県富士市の東部、沼津市との境目ら辺を中心に、高齢者分野の支援を行っております。現在、特養やデイサービスなど、4つの施設を運営し、職員数150名規模の23年目の法人です。

法人理念は「地域でのこころ豊かな生活のために」と「想いに副う」をかけた、美芳会に関わるすべての方に、心の豊かさを感じてもらえるように、サービス支援を行っております。

私たちの法人の特徴としては、「人を大切にする会社」であることです。

それは、利用者様はもちろんですが、私たちの提供サービスは物ではないので、サービスの品質、評価は提供する職員ひとりひとりにかかってくると考えています。

そのため、利用者様と同じくらい職員を大事にしており、現在は、職員の「働きやすさ」「働きがい」「成長」の3つのテーマで働きやすい職場づくりに取り組んでおります。

#### ○有給休暇の公平な取得環境の周知

当法人は有給休暇が法定より4日多く、入社初日に付与されます。

利用単位は1時間単位で利用できます。

計画有給制度として、3ヶ月に1日、半年に3連休（公休を含んでもOK）の計画的な取得を推進しています。毎年、4月に事業所ごとにメンバーと計画してもらいます。

これは、交代勤務という環境のなかで、公平にかつ業務が偏らないようにするために考えられたルールで、同時にママさん世代にも子育て環境をサポートする側面があります。

○ノー残業デイの取組

毎週火曜日にノー残業デイを行っております。これにより所定外残業の削減に取り組んでおります。

現状とこれまでの取組の効果：

○有給休暇の公平な取得環境の周知

次のとおり、1人平均の年次有給休暇の取得日数に効果が表れています。

平成26年度 5.4日／年（正社員）

平成27年度 9.2日／年（正社員）

平成28年度 11.6日／年（正社員）

平成29年度 12.4日／年（正社員）

この取り組みは4年前から行っており、着実に定着し、その結果、労働局から、「ユースエール」や「えるぼし」と言った働きやすさの指標としての認定を受けております。

○ノー残業デイの取組

次のとおり、1人平均の所定外残業時間数に効果が表れています。

平成28年度 7.4h／月（正社員）

平成29年度 6.9h／月（正社員）